

資料2

「健康診断後の事後措置等について」

令和元年12月
国土交通省海事局

健康診断後の事後措置等について

論点・課題

- 船員の健康診断の結果について、保健指導や事後措置に活かすため、どのように通知・保存するか。
- 船員の健康診断後の事後措置について、医師の意見をどのように反映させ、効果的に実施していくか。
 - ・事業者や労働者の実情をどのように反映させていくか。
- 陸上から長期間離れている中で、保健指導をどのように実施していくか。

陸上制度の概要(健康診断後の事後措置)

＜労働安全衛生法に基づく健診＞

- 事業者は、健康診断の結果を、遅滞なく、労働者に通知しなければならない、健康診断個人票を作成して、5年間保存しなければならない。
- 事業者は、健康診断の結果について、診断項目に異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等からの意見聴取をしなければならない。
- 事業者は、医師等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、
 - ・ 就業場所の変更
 - ・ 作業の転換
 - ・ 労働時間の短縮
 - ・ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、医師等の意見の衛生委員会若しくは安全委員会等への報告等の措置を講じなければならない。（厚生労働大臣は、指針を公表し、必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。）
- 事業者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を実施するよう努めなければならない。労働者は保健指導を利用して、健康の保持に努めるものとする。
- 事業者は、労働者に対する健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。（厚生労働大臣は、指針を公表し、必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。）

＜高齢者医療確保法に基づく特定健診（生活習慣病予防健診）＞

- 保険者は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者が行う特定保健指導を実施する。（具体的内容は指針等に記載。また、ICTを活用することもできる。）

健康診断後の事後措置等

《健康診断後の事後措置》

労働安全衛生法(S47法律第57号)

(健康診断実施後の措置)

第66条の5 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の 実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の回線に関する特別措置法(平成4年法律第90号)第7条に規定する労働時間等設定委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。



健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(H8労働大臣告示第8号)

就業上の措置の決定に当たって留意すべき以下の事項について規定。

- ・健康診断の実施・診断結果の通知等
- ・医師からの意見聴取方法と意見の内容等
- ・労働者からの意見聴取、診断結果を理由とする不利益取扱いの防止、健康情報の保護 等

《保健指導》

労働安全衛生法(S47法律第57号)

(保健指導等)

第66条の7 事業者は、第66条第1項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断又は第66条の2の規定による診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康指導の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

健康診断後の事後措置等②

《健康教育等》

労働安全衛生法(S47法律第57号)

(健康教育等)

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。



労働者の健康保持増進のための指針(S63労働大臣公示第1号)

労働者の健康の保持増進のための具体的措置について規定。

- ・健康保持増進計画の策定、事業場内の推進体制・実施体制(衛生委員会等、スタッフ、外部機関の利用等)
- ・健康保持増進措置の内容(労働者の健康状態の把握、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導)
- ・個人情報保護への配慮 等

労働者の心の健康の保持増進のための指針(H18厚生労働大臣公示第3号)

職場のメンタルヘルスケアの原則的な実施方法について規定。事業場に即した形でメンタルヘルスケアの実施に取り組むことが望ましい。

- ・衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画の策定
- ・メンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業スタッフによるケア、事業場外資源によるケア)
- ・具体的進め方(教育訓練・情報提供、職場の環境把握と改善、メンタルヘルス不調への気づきと対応、職場復帰における支援等)
- ・労働者の不利益取扱いの防止、個人情報保護への配慮 等

陸上の健康診断に係る指針

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の構成 (平成8年 健康診断結果措置指針公示第1号)

- 1 趣旨
- 2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項
 - (1) 健康診断の実施
 - (2) 二次健康診断の受診勧奨等
 - (3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
 意見を聴く医師等、医師等に対する情報の提供、意見の内容(※)、意見の聴取の方法と時期
 ※労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断区分(例)

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

- (4) 就業上の措置の決定等
 労働者からの意見の聴取等、衛生委員会等への医師等の意見の報告等、就業上の措置に当たっての留意事項
- (5) その他の留意事項
 健康診断結果の通知、保健指導、再検査又は精密検査の取扱い、健康情報の保護、健康診断結果の記録の保存
- 3 派遣労働者に対する健康診断に係る留意事項
 - (1) 健康診断の実施 (2) 医師に対する情報の提供
 - (3) 就業上の措置の決定等 (4) 不利益な取扱いの禁止
 - (5) 特殊健康診断の結果の保存及び通知 (6) 健康情報の保護

○「安全・衛生委員会」設置目的・義務となる対象事業場

労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行うことを目的とするもの。

- ・「安全委員会」の設置義務対象（労働安全衛生法第17条、同法施行令第8条）
 - （1）常時使用する労働者が50人以上の事業場で、林業、建設業等の業種
 - （2）常時使用する労働者が100人以上の事業場で、電気業、通信業等の業種
- ・「衛生委員会」の設置義務対象（労働安全衛生法第18条、同法施行令第9条）

常時使用する労働者が50人以上の事業場（全ての業種）

※両方の設置義務がかかる場合、それぞれの委員会に代え「安全衛生委員会」の設置ができる。（労働安全衛生法第19条）

○「安全・衛生委員会」の設置義務がかからない事業者が講ずべき措置

労働者が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。（労働安全衛生規則第23条の2）

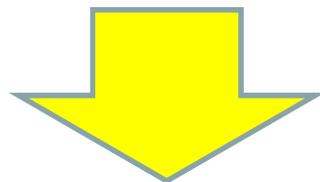
	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 安全管理者 3 労働者（安全に関する経験を有する者） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 衛生管理者 3 産業医 4 労働者（衛生に関する経験を有する者）
主な調査審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全に関する規程の作成 2 危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るもの 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善 4 安全教育の実施計画の作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 衛生に関する規程の作成 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善 3 衛生教育の実施計画の作成 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立
その他	<ol style="list-style-type: none"> ① 毎月1回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。 	

船災防法に基づく「安全衛生委員会」

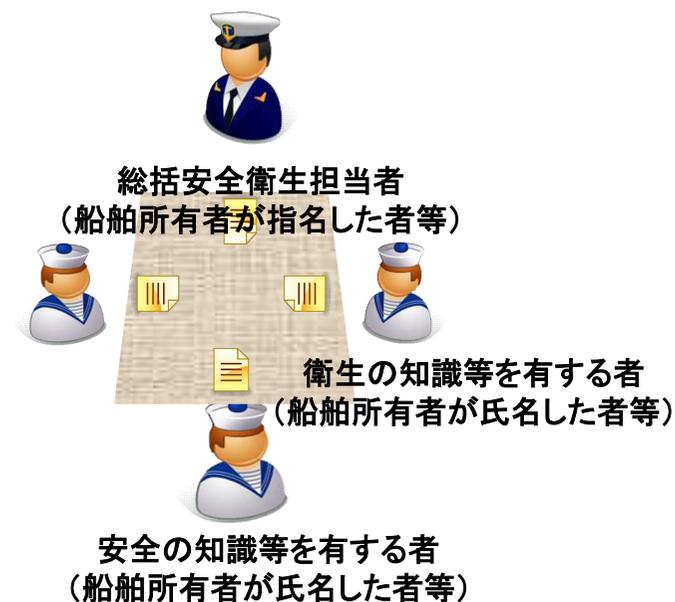
- 常時使用する船員の数が50人以上いる船舶所有者
→「安全衛生委員会」の設置が必要となる。
(船員災害防止活動の促進に関する法律(船災防法)第11条)

○「安全衛生委員会」とは、

- ・船舶所有者に対し意見を述べることができる組織
- ・次の事項を調査審議させる
 - (1) 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 船員災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - (4) その他船員災害の防止に関する重要事項



○安全衛生委員会より意見があった場合、船舶所有者は、当該意見を尊重しなければならない。



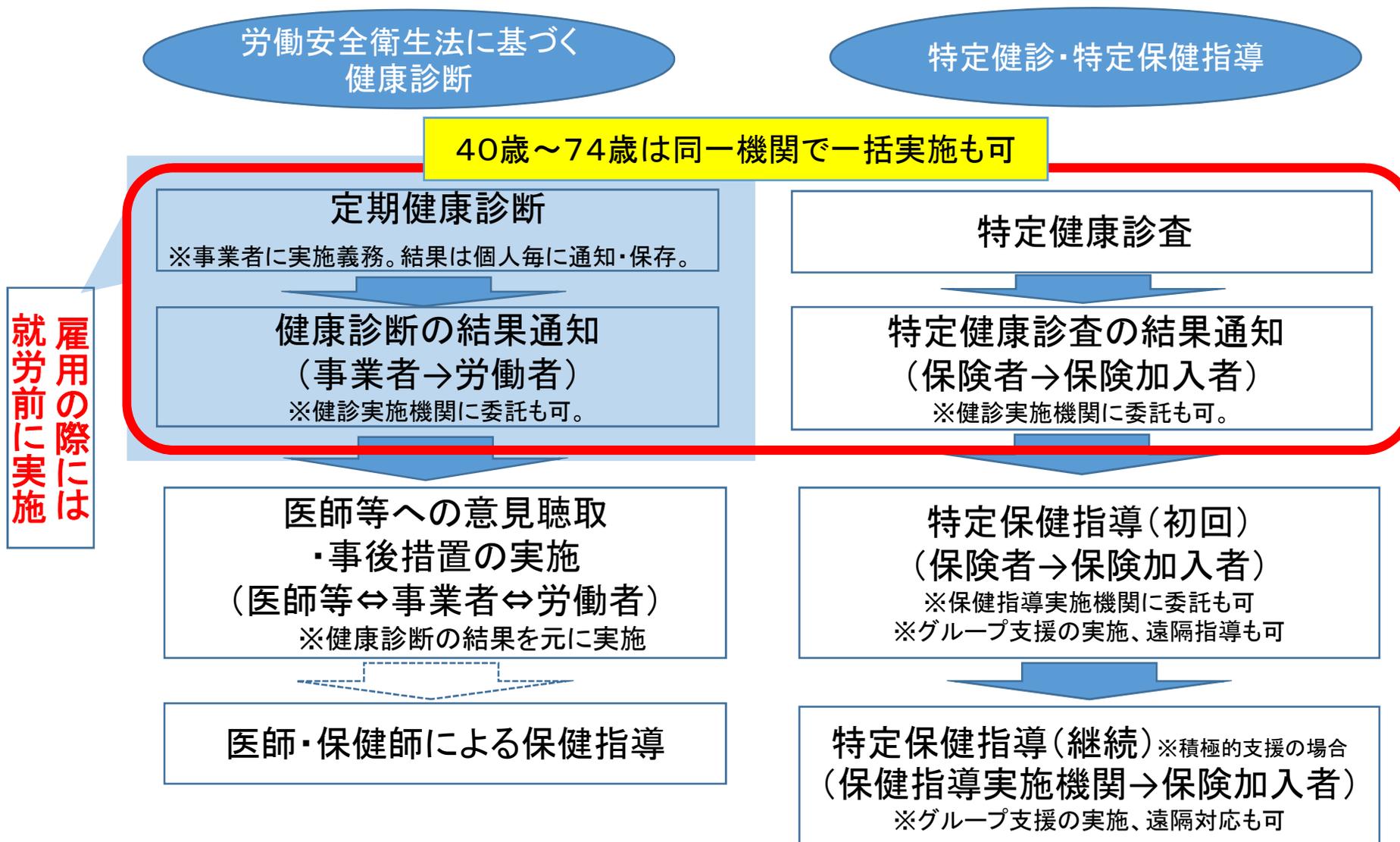
委員会で出た意見は、まとめ
たうえで船舶所有者に意見を述べられる。

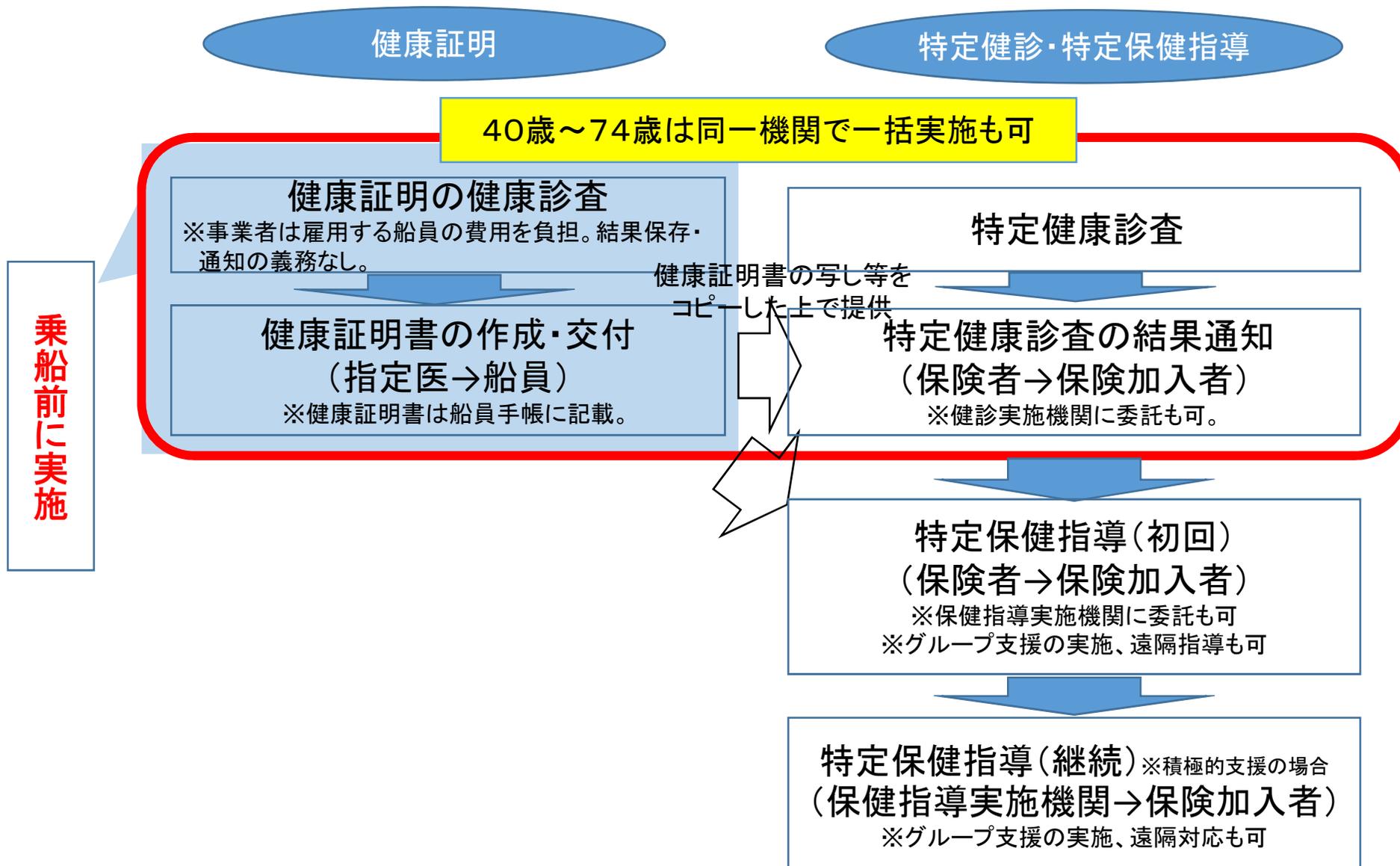


意見を作成・集約する

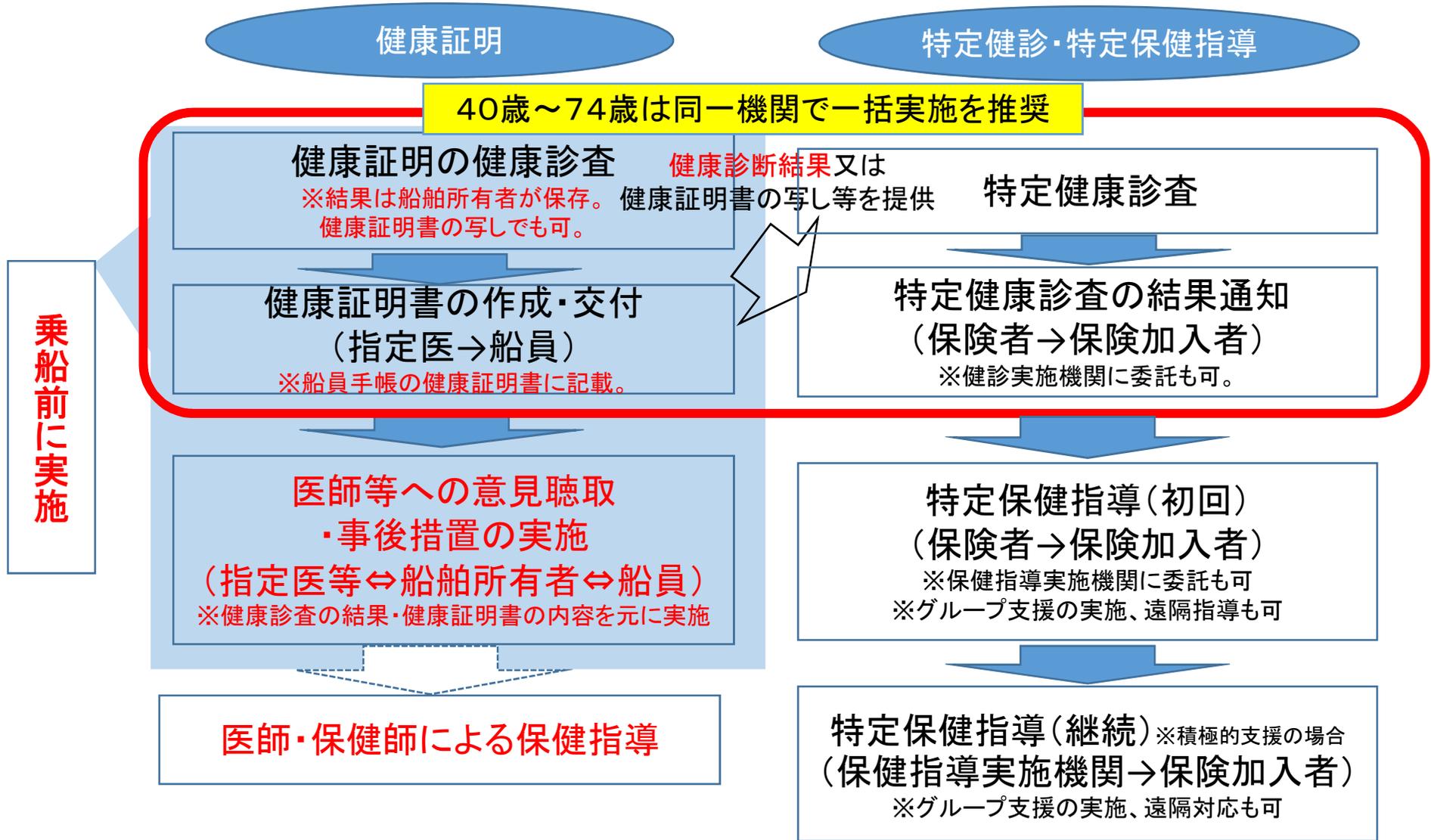
- 健康証明書は3月以内に受けた検査の結果に基づき、標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に指定医が記載する。
※指定医は全国で1399機関の医師を指定。
(令和元年6月現在)
- 健康証明書には、医師の指示及び就業上の注意事項（見張り業務の適・不適、就業上の制約等）を記載する。
- 健診結果の保存、通知、事後措置についての規定は特段設けられていない。
- 40～74歳に実施する特定保健指導については、船員保険の保険者である全国健康保険協会船員保険部が実施。

陸上労働者の健康診断の流れ(イメージ)





船員に健診後の事後措置を導入した場合の流れ(イメージ)案



陸上労働者の健康診断個人票

様式第5号(第51条関係)(2)(表裏)

健康診断個人票

氏名	生年月日		年月日		雇入年月日		年月日		
	性別	男	女						
健康診断年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
他の法定特殊健康診断の名称									
業務歴									
既往歴									
自覚症状									
他覚症状									
身長 (cm)									
体重 (kg)									
B M I									
腹囲 (cm)									
視力	右	()	()	()	()	()	()	()	
	左	()	()	()	()	()	()	()	
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり							
	4000Hz	1所見なし 2所見あり							
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり							
	4000Hz	1所見なし 2所見あり							
検査方法		1オージオ 2その他							
胸部エックス線検査	直接	間接	直接	間接	直接	間接	直接	間接	
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	
喀痰検査									
血圧 (mmHg)									
貧血検査	血色素量 (g/dl)								
	赤血球数 (万/mm ³)								
肝機能検査	G O T (IU/l)								
	G P T (IU/l)								
	γ-GTP (IU/l)								
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)								
	HDLコレステロール (mg/dl)								
	トリグリセライド (mg/dl)								
血糖検査 (mg/dl)									
尿検査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	
	蛋白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	
心電図検査									

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健康診断年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名印					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名印					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名印					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名印					
備考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1.有機溶剤 2.鉛 3.四アルキル鉛 4.特定化学物質 5.高気圧作業 6.電離放射線 7.石棉 8.じん肺)
- B M I は、次の算式により算出すること。
$$B M I = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

(参考)健康証明書の記入例

健康証明書 Medical Certificate				撮影年月日 Date of photographing		2012.1.5		既往症 Medical history		非喫煙 No Smoker Nothing Particular	
身長 Height	170	検尿 Urinalysis	たんぱく質 Albumin	(-)		フィルム番号 Film No.	123456		家族歴 Medical history of family		
体重 Weight	70		糖 Sugar	(-)		胸部エックス線検査 Chest X-ray exam.	異常なし Normal		医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction (Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor		
腹囲 Abdominal circumference	80		血液型 Blood type	A			見張り業務適 Fit for look-out duties				
肺活量 Breathing capacity	3500		血糖 Blood glucose	100			備考 Remarks				
運動機能 Physical ability	異常なし Normal		LDLコレステロール LDL cholesterol	110			判定 Diagnosis				
色覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)	異常なし Normal (検査日 2012.2.13) (有効期限日 2018.2.12)		血中脂質検査 Blood lipid exam.	中性脂肪 Triglyceride	60		かくたん検査 Sputum exam.	異常なし Normal		合格 Fit for sea duties	
裸眼視力(矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右Right 左Left 両Combined	(1.0) (1.0) (1.0)		HDLコレステロール HDL cholesterol	80		心電図検査 Electrocardiogram exam.	異常なし Normal		判定年月日 Date of diagnosis	
聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右Right 左Left	異常なし Normal () ()		GOT Glutamic oxaloacetic transaminase	20		船員の署名 Signature of holder of this certificate		運輸 太郎		
握力 Grip	右Right 48 左Left 48	肝機能検査 Hepatic function exam.	GPT Glutamic pyruvic transaminase	20		医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital		〇〇病院 住所 〇〇県〇〇市〇〇 電話番号 〇〇〇〇〇〇		医師 国土 一郎 印	
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg	(-)		γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase	30		指				
	ヘモグロビン Hemoglobin	(-)									

就業上の制限「見張り業務適」などや医師の所見などが記載される。

合格ならば「合格 Fit for sea duties」と記入される。健康証明の有効期間は1年間で、船員は毎年、指定医師による健康検査を受検し、合格しなければ、船内労働に就くことができない。

事務局案(健康診断後の事後措置等)①

<健康診断の結果通知>

- ・健康検査の結果については、乗船前までに健康証明書に記載して、通知するとともに、船舶所有者は日常生活面での指導、健康管理に関する情報提供に資する医師の所見等を別途船員に通知するようにしてはどうか。
- ・生活習慣病予防健診等の結果は、個人情報保護を図った上で、健診実施機関から電子メール等の活用等による結果通知を図るようにしてはどうか。
- ・健康証明書の記載内容や記載方法について、今後、具体的な検討を行うこととしてはどうか。

<健康診断の記録の保存>

- ・船舶所有者は、陸上の事務所等において、個人毎に健康診断の結果を5年間保存することとしてはどうか。
- ・健康診断の個人ごとの結果について、健診データの活用を図りやすいよう、電子媒体での記録を認めるとともに、簡易な手段として、健康証明書の写しを個人毎に保管することも認めてはどうか。

<保健指導>

- ・保健指導について、船舶所有者及び船員に実施や受ける努力義務を課すこととしてはどうか。
- ・保健指導については、医療機関へのアクセスが困難な状況が一定期間続くことなどの海上労働の特殊性を踏まえ、一定の条件の下でのICTの活用などの導入も組み入れた形で実施してはどうか。

事務局案(健康診断後の事後措置等)②

<事後措置について>

- ・ 船舶所有者は、船員の健康診断において、指定医等の所見がある船員に対しては、当該医師等の意見を聞いた上で、その必要があると認めるときは、業務の性質又は業務の実施体制及び当該船員の実情を考慮し、就業上の措置等を行うこととし、詳細については指針で示すこととしてはどうか。
- ・ 事後措置（例：短期間航海の船舶等への配置換え、船舶の停泊中における所定労働時間の短縮等、作業の転換、休暇の付与回数の増加等）に当たって、船舶所有者の所有する船舶等によっては、船員の不利益となる可能性もあることから、船員の意見を勘案した上で、事後措置を決定することとしてはどうか。